

小 論 文 (消防司令用)

設問 消防職員の不祥事が頻発する中で組織を立て直す方策について考えを述べよ。

ヒント＝職員に対し、精神論ではなく、消防長等の管理職を中心とした組織の作り直しが必要であることから、一団となって具体的な育成計画を作り出すことを考えなさい。

解答例

最近、自治体の消防職員に関する不祥事案を伝えるニュース（特に、Yahoo!ニュースにおける記事）が多いことに驚かされる。暴力、窃盗、不同意性交、部下へのいじめ等、その内容は実に多様である。自治体消防職員の劣化が著しいことは、多くの市民から既に察知されているだろう。消防の日々の救急・救助・消火活動等の業務に対する市民の信頼と理解が高いことは間違いない。しかし、それは、適正な業務を行っている範囲のことであり、消防行政全般に対するものであるのかはよく考えてみなければならない。少なくとも犯罪を構成するような不祥事案は、行政組織の信頼を一気に失わせる原因ともなるので、留意する必要がある。一自治体における消防職員の不祥事では済まず、消防組織どころか消防行政自体への信頼と理解を損なわせる可能性も否定できない。市民が消防活動の受益者だと理解している間は、それなりに消防組織への信頼と理解は得られるだろう。しかし、消防組織が不祥事を起こす組織であるとの懸念が持たれると、これまでどおりの信頼と理解が得られ続けるとは考え難い。

消防の組織内で起こっている多くの不祥事は、「先輩などの年長者が部下をいじめる」、「上司が部下をいじめる」といったような傾向が強い。こうした消防組織の特徴を考慮すると、なかなか管理職が職員教育を行うことは困難である。むしろ、管理職の地位にある者

が、部下職員に対していじめを働くというケースも少なくない。ゆえに、消防長や消防署長の地位にある者が消防行政上の「行政庁」という立場を自覚して、組織の立て直しに真摯に取り組まなければならない。一般的に、組織を変える目的で職員教育を行うと、ほどなくしてこれに抵抗する職員が現れる。職員の抵抗は当然の反応であって、これを気にしては、職員教育など到底できない。組織の立て直しを図る過程では、それに付随して様々な変化が生じてくることから、その変化を想定し、対策を考えておくことも重要である。組織の変革に必要なことは、まず「変革の理由、時期、根拠を明確に示すこと」、「計画と実行がしっかりして、実現可能であること」である。これに加えて、職員の現状に対する不満の程度、ビジョンの適切さ、実現の可能性の3つの要素について十分に把握する必要がある。そして、現状と理想とする組織の姿を明確にし、その間にある障壁を認識することではじめて実現可能な改善計画を策定できるものと考えられる。

消防行政の質の低さは消防業務への積極性を失わせる。特に、消防長又は消防署長の対応は、行政権限者としての責任だけでなく、職員の動機付けにも大きく影響していることを忘れてはならない。職員の意識を変えることが組織立て直しの柱となり、これを根気強く続けていくことが成功の条件となる。

予防技術検定模擬テスト

NO.203

一 解 説 付

(共通)

問 1 火災予防上危険な気象状況の通報及び火災に関する警報（以下、本設問において「火災警報」という。）の発令並びに火災警報発令下の火の使用の制限に関する次の記述のうち、消防法上誤っているものを1つ選べ。

(1) 気象庁長官、管区気象台長、沖縄気象台長、地方

- 気象台長又は測候所長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちにその地を管轄する市町村長に通報しなければならない。
- (2) 市町村長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発することができる。
- (3) 火災警報が発せられたときは、当該警報が解除されるまでの間、その市町村の区域内の者は、市町村条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。
- (4) 火災警報の発令中に市町村条例で定める火の使用

の制限に従わなかった者は、30万円以下の罰金又は拘留に処せられる。

〔消防用設備等〕

問1 検定対象機械器具等として、令第37条各号に列挙されている機械器具等であっても、一定の要件に該当するものは検定対象機械器具等から除外されるが、消防法令上、その除外要

件として誤っているものを1つ選べ。

- (1) 法第17条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等の部分であるもの
- (2) 船舶安全法又は航空法の規定に基づく検査又は試験に合格したもの
- (3) 輸出されるもので、輸出されるものであることについて、総務大臣の許可を受けたもの
- (4) 水溶性液体用の泡消火薬剤

解答と解説

〔共通〕 問1 答 (1)

解説

(1) 誤り。法第22条第1項の規定により、通報先はその地を管轄する都道府県知事である。

(2) 法第22条第3項の規定により、正しい。市町村長は、法第22条第2項の都道府県知事からの通報を受けた場合も火災警報を発することができる。

市町村長は、都道府県知事から「気象の状況が火災の予防上危険であると認める」旨の通報を受けたときは、災害対策基本法第56条第1項の規定により、関係機関及び住民その他の関係のある公私の団体（以下、本設問において「関係者」という。）への伝達義務がある。一方、この都道府県知事からの通報を受けた場合の法第22条第3項における火災警報の発令は、市町村長の判断に委ねられることとなる。なお、市町村長が火災警報を発令した場合、災害対策基本法第56条第1項の規定により、関係者への伝達義務が生じる（参考：逐条解説 消防法 第5版（東京法令出版）P. 783）。

(3) 法第22条第4項の規定により、正しい。火災予防条例（例）第29条では、①山林、原野等において火入れをしないこと、②煙火を消費しないこと、③屋外において火遊び又はたき火をしないこと、④屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと、⑤山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市町村長が指定した区域内において喫煙をしないこと、⑥残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること、⑦屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうことが制限の対象となっている。

(4) 法第44条第18号の規定により、正しい。令和7年の2月末から3月にかけて、岩手県大船渡市において発生した林野火災は、平成以降最大規模の焼失面積となるなど、甚大な被害をもたらした。

林野火災の出火原因は、例年、たき火、火入れ、放火（放火の疑いを含む。）等人的要因によるものが圧倒的に多いという実態（令和6年消防白書）に鑑みれば、火災予防上危険な気象状況の通報がなされた場合などには、火災警報の発令等による積極的な広報活動が極めて重要と考えられる。

〔消防用設備等〕 問1 答 (3)

解説

(1) 令第37条の規定により、正しい。性能規定化のいわゆる「ルートC」である法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等は、その部分となるものについて、検定対象機械器具等から除くことにより、新技術の積極的な活用等を促している。

(2) 令第37条の規定により、正しい。

(3) 誤り。令第37条により、輸出されるもので、輸出されるものであることについて、総務省令（規則第41条）で定めるところにより、総務大臣の「許可」ではなく「承認」を受けたものは、検定対象機械器具等から除かれることとされている。

(4) 令第37条第3号及び規則第34条の3の規定により、正しい。少し横道にそれるが、泡消火薬剤には、PFOAをはじめとするフッ素系の化学物質がその性能を高めるために、長年使用されてきた。近年、これらの化学物質が第一種化学物質に指定され、規制を受けるとともに、その対象物質が順次拡大されている（今後も拡大される可能性がある。）。一方で、消防機関等は、環境放出抑制の観点から、省令（*1）において定める技術上の基準の適用を受ける泡消火薬剤などについては、第一種特定化学物質を含有していないものや運用通知（*2）により第一種特定化学物質として取り扱わないこととされた物質を含有するものへの切り替えを早期に進めることが求められている（令和7年消防予第612号）。このため、フッ素フリーの泡消火薬剤の開発が急務となっている。

*1：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第4項の表PFOS又はその塩の項、PFOA若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（平成22年総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第1号）

*2：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成30年9月3日付け薬生発0903第1号・20180829製局第2号・環境企発第1808319号）

〔消防用設備等〕

問2 スプリンクラー設備に代えて用いることができるパッケージ型自動消火設備に関する次の記述について、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 法第17条第1項の関係者は、スプリンクラー設備に代えて、消防長又は消防署長がその防火安全性能がスプリンクラー設備の防火安全性能と同等以上であると認める消防用設備等として、パッケージ型自動消火設備を用いることができる。
- (2) パッケージ型自動消火設備は、火災の発生を感知し、自動的に水又は消火薬剤を圧力により放射して消火を行う固定した消火設備である。
- (3) パッケージ型自動消火設備は、感知部、放出口、作動装置、消火薬剤貯蔵容器、放出導管、受信装置等により構成されるものである。
- (4) パッケージ型自動消火設備は、総務大臣が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものである。

〔防火査察〕

問1 消防法（以下「法」という。）に基づく違反処理等に関する記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 法第8条の2の3第1項第2号イの「過去3年以内において…命令されたことがあり」とは、命令がされた日ではなく、命令事項が履行された日から申請日の間に3年間が経過していなければならないことをいう。
- (2) 法第17条の7第2項において準用する法第13条の2第5項の規定に基づき消防設備士の免状の返納を命ずる者は、当該免状を交付した都道府県知事であり、免状の返納を命じようとするときは、聴聞を実施する必要がある。
- (3) 法第3条第1項命令の発動要件である「消火、避難その他の消防活動に支障になると認める」とは、消火、避難その他の消防活動に支障になる場合一般をいうのではなく、公設消防の活動に支障となる場合に限られるものである。
- (4) 配達証明は郵便物が配達された事実を証明し、内容証明は郵便物の内容とそれが差し出されたことを証明する。主に内容証明は、文書に確定日付を与える効力があることから法律的に重要な意思表示をする場合の文書に利用される。

解答と解説**〔消防用設備等〕 問2 答 (4)****解説**

- (1) 令第29条の4第1項及び平成16年総務省令第92号第2条第1項の規定により、正しい。ちなみに、平成16年総務省令第92号は、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」である。
- (2) 平成16年総務省令第92号第2条第1項により、正しい。
- (3) 平成16年総務省令第92号第2条第1項により、正しい。
- (4) 誤り。平成16年総務省令第92号第2条第2項において、設置又は維持の基準は消防庁長官が定めることとされており、パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第13号）に規定されている。

パッケージ型自動消火設備は、昭和63年より、令第32条の規定を適用してスプリンクラー設備の代替として認められてきたが、平成16年に令第29条の4第1項の規定に基づき定められた平成16年総務省令第92号第2条第2項の規定に基づき、スプリンクラー設備の設置が義務付けられる防火対象物のうち、一定の用途・規模のものについて、パッケージ型自動消火設備をスプリンクラー設備に代えて設置することが可能となった。これは、消防法令の性能規定化における、いわゆる「ルートB」の方法である。

〔防火査察〕 問1 答 (3)**解説**

- (1) 防火対象物定期点検報告制度に関する執務資料について（平成14年12月12日 消防安第122号消防庁防火安全室長通知）により正しい。
- (2) 法第17条の7第2項及び消防設備士免状の返納命令に関する運用について（平成12年3月24日 消防予第67号消防庁予防課長通知）により正しい。
- (3) 消防法の一部改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料（平成14年10月24日 消防安第107号消防庁防火安全室長通知）により、消火、避難その他の消防活動に支障になる場合一般をいい、公設消防の活動に支障となる場合に限られないので、誤り。
- (4) 違反処理マニュアルにより正しい。

〔防火査察〕 問2 答 (3)**解説**

- (1) 平成14年10月25日の消防法の一部改正により、法令上、立入検査の時間的制限はなくなったので、誤り。
- (2) 法第17条の3の3に基づく消防用設備等の点検違反は、規定違反に対する直接の罰則規定であり、告発で対応する必要があるので、誤り。
- (3) 法第3条及び違反処理マニュアルにより正しい。